



新日本電工

第123回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年3月30日（木曜日） 午前10時

(受付開始：午前9時30分)

会場

東京都中央区八重洲一丁目3番7号

八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 2階 ROOM A+B+C

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金配当の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 当社株式の大規模買付行為に関する
対応策継続の件 |

目次

株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	34
連結計算書類	62
計算書類	66
監査報告	70

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主総会へのご来場については慎重にご判断いただき、同封の議決権行使書のご返送、又はインターネットによる議決権の行使もあわせてご検討ください。

新型コロナウイルス感染予防のための対応につきまして、3ページに記載しておりますので必ずご確認ください。

新日本電工株式会社

証券コード：5563

株主の皆様へ

第 123 回定時株主総会招集ご通知

株主の皆様におかれましては、平素より当社グループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様及び関係者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当連結会計年度は、ロシアによるウクライナ侵攻によるエネルギー価格の高騰や各国における新型コロナウイルス政策による世界経済の混乱により予断を許さない状況が続きました。

このような状況の中、主力の合金鉄事業において、販売価格が高いレベルで推移したことに加え、為替は前年度と比べ円安傾向で推移しました。また、原燃料価格の上昇という問題に直面したものの、これまでの構造改革の成果や安定操業の継続、コスト削減といった努力の積み重ねに加えて海外持分法適用会社の業績が利益面に大きく貢献しました。以上により、当連結会計年度の業績は、前年度と比べ増収増益となりました。特に利益面においては、当社グループが発足した2015年以来最高の利益水準となりました。

なお、第123期の期末配当金につきましては、1株当たり9円とすることを本定時株主総会でご提案申し上げます。

これにより、中間配当金（8円）と合わせた年間配当金は1株当たり17円となり、前年度と比べ、年間1円の増配となります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援賜りますようお願い申し上げます。

2023年3月6日

東京都中央区八重洲一丁目4番16号

新日本電工株式会社

代表取締役社長 **青木 泰**



日時

2023年3月30日（木曜日）午前10時（受付開始:午前9時30分）

場所

東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル ベルサール八重洲 2階 ROOM A+B+C

目的事項

報告事項

1. 第123期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第123期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金配当の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策継続の件

**電子提供措置
に関する事項**

当社は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、株主総会資料につき、電子提供措置をとっております。インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのサイトにアクセスの上、ご確認ください。

当社ウェブサイト ▶ <https://www.nippondenko.co.jp/>

上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」 「株主総会」 「2023年」を順に選択いただき、ご確認ください。

株主総会資料 掲載ウェブサイト ▶ <https://d.sokai.jp/5563/teiji/>

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しており、上記インターネット上のウェブサイトに掲載しております。なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上のウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

株主総会資料の電子提供制度への対応について

株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当社は株主様の混乱を避けるため、本株主総会について従来通り株主総会資料を書面でお届けしました。

また当社は、次回の株主総会から株主様にはウェブサイト上で株主総会資料を閲覧していただく事とし、招集ご通知は原則としてウェブサイトへのアクセスに必要な情報のみをお届けする予定です。次回の株主総会についても書面による株主総会資料の提供を希望される株主様は、次回の議決権基準日（定時株主総会については12月31日）までにお早めに当社株主名簿管理人（みずほ信託銀行）またはお取引の証券会社等で書面交付請求の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

当社では、株主総会の開催にあたり、株主の皆様の健康と安全を最優先に考え、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、下記のとおりご対応お願い申し上げます。株主の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

〈お願い〉

- ・新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、本株主総会へのご来場は慎重にご判断いただき、議決権行使については、書面（郵送）又はインターネットでのお手続きもご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・事前に議決権をご行使いただくにあたっては、できるだけインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。（「インターネットによる議決権行使のご案内」は5ページをご覧ください。）
- ・ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用、アルコールによる手指消毒及び検温にご協力をお願いいたします。

〈株主総会会場での対応等について〉

- ・施設内でのマスク着用及び会場に設置予定のアルコール消毒液のご使用並びに検温にご協力ください。
- ・体調不良と見受けられる株主様におかれましては運営スタッフからお声がけし、入場をお控えいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・株主総会会場における座席の間隔を広く確保して開催することから、ご用意できる座席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございますのであらかじめご了承ください。

なお、今後、感染拡大の状況や政府からの要請内容等により、株主の皆様の健康と安全確保の観点から踏まえ、開催場所その他株主総会会場における対応内容を変更する場合がございますので、下記の当社ウェブサイトに掲載する情報を事前にご確認賜りますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.nippondenko.co.jp/>



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2023年3月30日(木曜日)
午前10時
(受付開始:午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年3月29日(水曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年3月29日(水曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

議決権行使書(様式) 見本

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

- ・機関投資家の皆様は、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。
- ・書面またはインターネットにより議決権をご行使されるにあたっては、後記株主総会参考書類をご検討ください。
- ・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

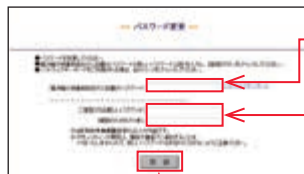
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524

(受付時間 年未年始を除く 9:00~21:00)

第1号議案 剰余金配当の件

当社の配当政策は、各期の連結業績に応じた利益の配分を基本とし、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保の確保を図りつつ、業績の動向などを総合的に考慮し決定する方針としております。

なお、「連結業績に応じた利益の配分」の指標としては、連結配当性向年間30%程度を目安としております。

これに基づき、当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する

事項及びその総額

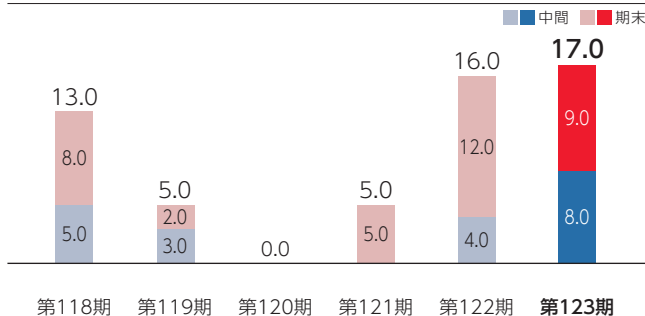
当社普通株式1株につき金9円

総額 1,258,554,888円

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年3月31日

1株当たり配当金の推移 (円)



第2号議案

取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	担当等	属性
1	あおき やすし 青木 泰	代表取締役 社長	—	再任
2	こしむら たかゆき 越村 隆幸	取締役 専務執行役員	経営企画、経理、総務、内部統制および海外事業管理に関する事項管掌	再任
3	やまでら よしみ 山寺 芳美	取締役 専務執行役員	生産技術、安全環境、研究開発、情報システムおよび電力セグメントに関する事項管掌	再任
4	き た ひでし 喜田 英志	取締役 常務執行役員	機能材料セグメント、環境セグメントおよび環境事業全般に関する事項管掌	再任
5	おおみ かずとし 大見 和敏	社外取締役	—	再任 社外取締役 独立役員
6	なかの ほくと 中野 北斗	社外取締役	—	再任 社外取締役 独立役員
7	たに まさひろ 谷 昌浩	社外取締役	—	再任 社外取締役 独立役員

候補者番号

1



あおき やすし
青木 泰

再任

生年月日 …………… 1960年3月8日
所有する当社株式数 …… 39,800株
取締役在任年数 …………… 3年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 新日本製鐵(株) (現 日本製鉄(株)) 入社
2007年 4月 同社バンコク事務所長
2009年 6月 ニッポン・スチール タイ出向
2011年 4月 新日本製鐵(株) (現 日本製鉄(株)) 原料第一部長
2015年 4月 新日鐵住金(株) (現 日本製鉄(株))
執行役員 原料第二部長委嘱
2018年 4月 同社常務執行役員 原料に関する事項管掌
2020年 3月 当社取締役副社長
2021年 1月 当社代表取締役社長

(現在に至る)

取締役候補者とした理由

青木泰氏は、日本製鉄株式会社において常務執行役員として会社経営に携わるなど、経営全般に対する高い見識、他社における豊富な経験を有しており、2020年3月より当社取締役副社長、2021年1月より当社代表取締役社長に就任し当社経営を牽引するなど、当社グループの持続的な成長や中長期的な企業価値の向上の実現に向けて尽力しております。今後もその役割・責務を適切に遂行できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2



こしむら たかゆき
越村 隆幸

再任

生年月日 …………… 1956年8月6日

所有する当社株式数 …………… 60,898株

取締役在任年数 …………… 9年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1980年 4月 住友金属工業(株) (現 日本製鉄(株)) 入社
2002年 6月 同社原料部次長
2004年 6月 中央電気工業(株)企画部長
2009年 6月 同社執行役員企画部長
2012年 6月 同社取締役常務執行役員全社管理部門統括、合金鉄・環境事業部門統括
2014年 7月 当社取締役常務執行役員
2021年 1月 当社取締役専務執行役員 経営企画、総務、経理、内部統制、電力事業、合金鉄の海外戦略、大阪営業所に関する事項管掌
2022年 1月 当社取締役専務執行役員 経営企画、経理、総務、内部統制および海外事業管理に関する事項管掌
(現在に至る)

取締役候補者とした理由

越村隆幸氏は、2014年に取締役に就任し当社経営に携わり、現在、経営企画部門や総務部門を管掌するなど、管理部門における豊富な経験や実績、経営全般に対する高い見識を有しており、また他社における豊富な経験を有していることから、今後もその役割・責務を適切に遂行できるものと判断し、取締役に選任をお願いするものであります。



やまでら よし み
山寺 芳美

再任

生年月日 …………… 1959年6月30日

所有する当社株式数 …………… 13,200株

取締役在任年数 …………… 1年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年 4月 住友金属工業(株) (現 日本製鉄(株)) 入社
- 2008年 7月 同社鋼管カンパニー特殊管カスタマー技術部長
- 2014年 4月 新日鐵住金(株) (現 日本製鉄(株)) 参与 鋼管事業部
尼崎製造所長委嘱
- 2015年 5月 同社執行役員 鋼管事業部尼崎製造所長委嘱
- 2018年 4月 同社常務執行役員 和歌山製鐵所長委嘱
- 2019年 4月 日本製鉄(株)顧問 バローレック ソルソリューションズ
トゥーブラレス ド ブラジル社出向
- 2021年 4月 当社専務執行役員 電力事業に関する事項管掌
- 2022年 1月 当社専務執行役員 生産技術、安全環境、研究開発、
情報システムおよび電力セグメントに関する事項管掌
- 2022年 3月 当社取締役専務執行役員 生産技術、安全環境、研究開発、
情報システムおよび電力セグメントに関する事項管掌

(現在に至る)

取締役候補者とした理由

山寺芳美氏は、日本製鉄株式会社において製造所長及び製鐵所長を務めたほか、現在、生産技術、安全環境、研究開発等を管掌するなど製造部門における豊富な経験や実績、経営全般に対する高い見識を有しております。また他社における豊富な経験を有していることから、今後もその役割・責務を適切に遂行できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4



き た ひ で し
喜田 英志

再任

生年月日 …………… 1959年8月26日

所有する当社株式数 …………… 35,985株

取締役在任年数 …………… 1年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1982年 4月 住友金属工業(株) (現 日本製鉄(株)) 入社
- 2010年 4月 中央電気工業(株)合金鉄営業部長
- 2011年 7月 ベトナムレアアース社出向
- 2014年 7月 中央電気工業(株)執行役員和歌山工場長
- 2017年 1月 同社常務執行役員妙高工場長
- 2017年 4月 当社執行役員
- 2019年 1月 当社執行役員鹿島工場長委嘱
- 2022年 1月 当社常務執行役員 機能材料セグメント、環境セグメントおよび環境事業全般に関する事項管掌
- 2022年 3月 当社取締役常務執行役員 機能材料セグメント、環境セグメントおよび環境事業全般に関する事項管掌
(現在に至る)

取締役候補者とした理由

喜田英志氏は、当社グループにおいて工場運営の要職を務めたほか、機能材料事業をはじめとした豊富な経験や実績、経営全般における高い見識を有していることから、今後もその役割・責務を適切に遂行できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5



おおみ かずとし
大見 和敏

再任

社外取締役

独立役員

生年月日 …………… 1953年2月18日

所有する当社株式数 …………… 5,000株

取締役在任年数 …………… 2年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月 三菱商事(株)入社
2004年12月 明豊ファシリティアワークス(株)専務執行役員
2006年 6月 同社代表取締役社長
2011年 8月 ヤマギワ(株)代表取締役社長
2014年 3月 JSRライフサイエンス(株)代表取締役社長
2015年 4月 JSRトレーディング(株)代表取締役社長
2019年 6月 同社顧問
2020年 1月 (株)マイテイス ト代表取締役社長 (現任)
2020年 5月 エイテックス(株)非常勤監査役
2021年 3月 当社社外取締役
2022年 6月 エイテックス(株)社外取締役 (現任)

(現在に至る)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大見和敏氏は、複数の企業経営に携わることにより培われた豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6



なかの ほくと
中野 北斗

再任

社外取締役

独立役員

生年月日 ……………1959年12月22日

所有する当社株式数 ……………なし

取締役在任年数 ……………2年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1983年 4月 (株)日本興業銀行 (現 (株)みずほ銀行) 入行
- 2002年 4月 (株)みずほコーポレート銀行 (現 (株)みずほ銀行)
市場企画部欧州資金室参事役
- 2010年 4月 同行執行役員国際為替部長
- 2013年 7月 (株)みずほ銀行執行役員国際為替部長
- 2015年10月 (株)みずほフィナンシャルグループ常務執行役員東アジア地域ユニット長
- 2016年 4月 みずほ証券(株)常務執行役員グローバルマーケット部門副部門長
- 2018年 3月 (株)アシックス取締役
- 2020年 3月 同社常務執行役員
- 2021年 3月 当社社外取締役
- 2021年 6月 五洋建設(株)社外取締役 (現任)

(現在に至る)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中野北斗氏は、国際金融・財務について豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして財務関連業務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7



たに
谷

まさひろ
昌浩

再任

社外取締役

独立役員

生年月日 …………… 1960年8月2日

所有する当社株式数 …………… なし

取締役在任年数 …………… 1年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 味の素(株)入社
2006年 7月 インドネシア味の素社モジョケルト工場長
2008年 7月 同社副社長
2012年 7月 味の素(株)九州事業所長
2013年 6月 同社執行役員九州事業所長
2015年 6月 同社執行役員食品生産統括センター長
2017年 6月 同社執行役員グループ調達センター長
2020年 7月 同社執行役員DX推進部長
2021年 6月 同社アドバイザー
2022年 3月 当社社外取締役

(現在に至る)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

谷昌浩氏は、海外を含む製造現場における組織マネジメントやDX推進について豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者は当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大見和敏氏及び中野北斗氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
 3. 谷昌浩氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。
 4. 当社は、大見和敏氏、中野北斗氏及び谷昌浩氏との間で、社外取締役として、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しており、本株主総会で再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 5. 当社は、現任の取締役との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しております。各候補者の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を締結する予定であります。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟及び第三者訴訟の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 7. 当社は、大見和敏氏、中野北斗氏及び谷昌浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、当社は、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

監査体制の強化を図るため、監査役を1名増員することといたしたく、監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



すえむら

末村

あおぎ

新任

社外監査役

独立役員

生年月日 ……………1959年12月10日

所有する当社株式数 ……………なし

取締役在任年数 ……………-

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1992年10月 朝日新和会計社（現 有限責任 あずさ監査法人）
入所

1996年 4月 公認会計士登録

1999年 8月 (株)ゴールドクレスト入社

2002年 1月 住友商事フィナンシャルマネジメント(株)入社

2004年11月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所

2008年 6月 同監査法人社員（現 パートナー）

2022年 1月 末村あおぎ公認会計士事務所設立（現任）

2022年 6月 リケンテクノス(株)社外取締役 [監査等委員]
（現任）

（現在に至る）

監査役候補者とした理由

末村あおぎ氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験がありませんが、公認会計士として長年培われた企業会計や経営に対する豊富な知識及び見識を有しており、また、女性の視点からも当社の経営に対する監査・監督に貢献していただけることを期待したため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 末村あおぎ氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 末村あおぎ氏は、新任の監査役候補者であります。
3. 末村あおぎ氏が社外監査役として就任した場合は、当社との間で、社外監査役として、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、現任の監査役との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しております。末村あおぎ氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟及び第三者訴訟の損害を当該保険契約により填補することとしております。末村あおぎ氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 末村あおぎ氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

(ご参考) 取締役・監査役（予定）のスキル・マトリックス

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認された場合、各役員の知識・経験・能力を踏まえたスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	経営企画 事業戦略	財務・会計 金融・経済	人事・労務 人材開発	ガバナンス・リスク管理 法務・コンプライアンス	生産・技術 研究開発	営業・購買 マーケティング	グローバル	環境 サステナビリティ
取締役 あおき やすし 青木 泰	●		●			●	●	●
こしむら たかゆき 越村 隆幸	●	●	●	●			●	
やまでら よしみ 山寺 芳美					●		●	●
きた ひでし 喜田 英志	●				●	●		
おおみ かずとし 大見 和敏	●					●	●	
なかの ほくと 中野 北斗		●				●	●	
たに まさひろ 谷 昌浩			●		●		●	
監査役 いたみ かずなり 伊丹 一成	●		●	●				●
あおき よしお 青木 良夫		●		●				
きむら ひろあき 木村 浩明						●	●	
すえむら あおぎ 末村 あおぎ		●	●	●				

当社株式の大規模買付行為に関する対応策継続の件

当社は、当初2007年6月28日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、直近では2020年3月27日開催の当社第120回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続（以下、「現プラン」といいます。）しておりますが、その有効期間は、本株主総会終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も社会・経済情勢の変化、いわゆる買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

当社は、かかる検討の結果、2023年2月24日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することを決定しましたのでお諮りするものであります。本プランへの継続にあたり、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、スキームに変更はございません。

I. 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み）

1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入したものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切にご判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の方針を含めた対応策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。本プラン全体の概要については巻末の参考資料をご参照ください。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付け等

本プランの対象となる当社株式の買付け等とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問わないものとします。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
 - (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）
- を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。現在の独立委員会委員である社外取締役の大見和敏氏、中野北斗氏、社外有識者としての尾崎行正氏は、本プランとしての継続後も引き続き就任する予定です。（略歴につきましては、別紙2をご参照ください。）

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルール概要

(1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要
- ⑥大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表します。

(2) 大規模買付者からの評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記4. (1)、①～⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して提出を要請する大規模買付行為に関する情報（以下、「評価必要情報」といいます。）についてのリストを交付し、大規模買付者には、当該リストの記載に従い、評価必要情報を当社取締役会に日本語による書面にて提出していただきます。

評価必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

- ⑤ 大規模買付行為の完了後に想定している当社及び当社グループ会社の役員候補（当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限（最初に評価必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）を定めた上で、評価必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要十分な評価必要情報の全てが大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表します。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記(3)の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することや、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明、代替案の提示等、株主の皆様のご理解を求めることに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑤のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、上記(1)で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- ① 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の不動産、有価証券等高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
 - ⑦ 大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分又は不適当であるため、当社又は当社グループ会社の事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
 - ⑧ 大規模買付者による支配権獲得により、当社はもとより、当社グループ会社の持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域関係者その他の利害関係者との関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
 - ⑨ 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (3) 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)または(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様にも本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した評価必要情報、評価必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。従って、当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記 I.4. (1)「大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間のあわせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとし

ます。従って、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとし

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会または株主総会において、具体的な対抗措置を講じることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でない

と当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、又は、無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行う等対抗措置の発動が適切でない

と当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、又は新株予約権無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより株主の皆様の新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置の発動の停止を行うことができます。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に従って、当該決定について適時・適切に開示します。

6. 本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランは、本株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は本株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに公表します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合等、株主の皆様に不利益が及ばない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正又は変更する場合があります。

II. 補足説明

本プランの内容は、上記 I. に記載のとおりですが、本プラン及び新株予約権の無償割当時に株主及び投資家の皆様に与える影響等並びに本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由はそれぞれ以下のとおりです。

株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮の上、本議案につきご承認いただければと存じます。

1. 本プランが株主の皆様と与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主の皆様と与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為にどのような対応をとるかを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見の提供を受ける機会及び株主の皆様が大規模買付行為の提案に対する代替案の提示を受ける機会を確保すること等を目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報及び提案のもとで、大規模買付行為にどのような対応をとるかについて適切なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切なご判断を行う上で前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、上記 I. 5. に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様と与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす等当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらす等当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則等に従って、適時・適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿に記録されている株主の皆様に対して割当てが行われます。株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合、当社は新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が「大規模買付者等を含む特定株主グループでないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

2. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

(1) 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日（2018年6月1日・2021年6月11日に改訂版公表）に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記 I.1. 「本プランの目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為にどのような対応をとるかを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が大規模買付行為の提案に対する代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

(3) 株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認により発効することとしております。よって、本株主総会において株主の皆様の本プランへの継続についてお諮りする予定であり、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動は、上記 I.5. 「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

また、同委員会の勧告の概要は公表します。

(5) デッドハンド型やスローハンド型ではないこと

上記Ⅰ. 6. 「本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止」にて記載したとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型の対応策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない対応策）ではありません。また、当社の取締役任期は1年のため、本プランはスローハンド型の対応策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応策）でもありません。

以 上

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとする。
- ・ 独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会の決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会委員の氏名及び略歴

大見 和敏 (おおみ かずとし) 1953年生

1977年 4月 三菱商事株式会社入社
 2004年12月 明豊ファシリティワークス株式会社専務執行役員
 2006年 6月 同社代表取締役社長
 2011年 8月 ヤマギワ株式会社代表取締役社長
 2014年 3月 JSRライフサイエンス株式会社代表取締役社長
 2015年 4月 JSRトレーディング株式会社代表取締役社長
 2019年 6月 同社顧問
 2020年 1月 株式会社マイティスト代表取締役社長 (現任)
 2020年 5月 エイテックス株式会社非常勤監査役
 2021年 3月 当社社外取締役 (現任)
 2021年 3月 当社独立委員会委員 (現任)
 2022年 6月 エイテックス株式会社社外取締役 (現任)

中野 北斗 (なかの ほくと) 1959年生

1983年 4月 株式会社日本興業銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行
 2002年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行 (現 株式会社みずほ銀行)
 市場企画部欧州資金室参事役
 2010年 4月 同行執行役員国際為替部長
 2013年 7月 株式会社みずほ銀行執行役員国際為替部長
 2015年10月 株式会社みずほフィナンシャルグループ常務執行役員東アジア地域ユニット長
 2016年 4月 みずほ証券株式会社常務執行役員グローバルマーケット部門副部門長
 2018年 3月 株式会社アシックス取締役
 2020年 3月 同社常務執行役員
 2021年 3月 当社社外取締役 (現任)
 2021年 3月 当社独立委員会委員 (現任)
 2021年 6月 五洋建設株式会社社外取締役 (現任)

尾崎 行正 (おざき ゆきまさ) 1959年生
1984年3月 早稲田大学法学部卒業
1989年4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)
尾崎法律事務所入所
1992年12月 ウィスコンシン大学ロー・スクール、
マスター・オブ・アーツ・イン・リーガル・インスティテュート授位
1993年1月 ウィスコンシン州、ゴッドフリー アンド カーン法律事務所及び
ニューヨーク州、ニューヨーク市、
ケイ・ショーラ・フィアマン・ヘイズ アンド ハンドラー法律事務所勤務
1993年8月 尾崎法律事務所弁護士
1994年2月 名称変更により原田・尾崎・服部法律事務所弁護士
2004年7月 名称変更により尾崎・服部法律事務所弁護士
2006年12月 名称変更により尾崎法律事務所弁護士
2012年2月 当社独立委員会委員 (現任)
2017年4月 日本弁護士連合会 常務理事
第一東京弁護士会 副会長

上記、各独立委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

なお、社外取締役の大見和敏氏、中野北斗氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割り当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することができる。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

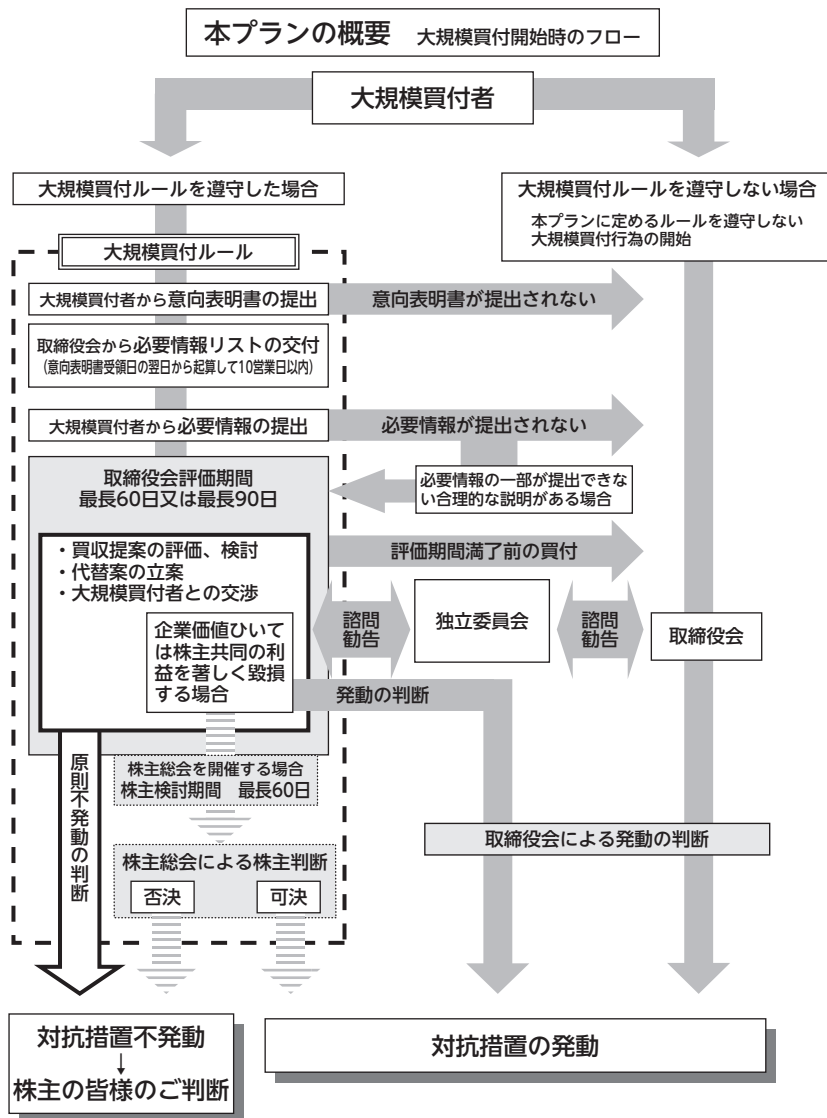
6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。なお、当社は、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない。

以上



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

事業報告 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2022年1月1日から2022年12月31日）における世界経済は、ロシアによるウクライナ侵攻により大きな影響を受けました。特にロシアは、天然ガスなどの資源の主要な輸出国であり、供給体制が不安定になったことからエネルギー価格が高騰しました。米国においては新型コロナウイルスの感染収束に伴い、経済活動が急回復したことによって生じたインフレを抑制するため、金融引き締め政策が実施されたことから、急速な米ドル高が進行しました。また、これまで毎年着実な成長を遂げ、今や世界経済を牽引する中国では、長期にわたる厳しいゼロコロナ政策の継続により、景気後退の顕在化など混乱が生じており、先行きが極めて不透明な状況となりました。

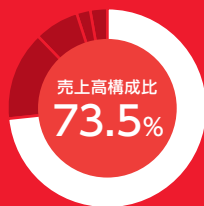
我が国においては、輸入に多くを依存しているため日本円が歴史的な安値水準となった影響を受け、資源・エネルギー価格が上昇し、諸物価、特に電気料金が高騰しました。

このような状況のなか、主力の合金鉄事業において販売価格が高いレベルで推移したことに加え、為替が前年同期と比べ円安傾向で推移したため、当連結会計年度の売上高は、79,341百万円（前年同期比20.3%増）となりました。利益面では、原燃料価格の上昇という問題に直面したものの、これまでの構造改革の成果や安定操業の継続、コスト削減といった努力の積み重ねが大きく寄与することとなり、営業利益は8,815百万円（同4.5%増）、経常利益は10,367百万円（同50.9%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は7,949百万円（同2.3%増）と新日本電工グループが充足した2015年以来最高の利益水準となりました。

業績ハイライト

売上高	営業利益	経常利益
79,341 百万円	8,815 百万円	10,367 百万円
(前年同期比 20.3%増)	(前年同期比 4.5%増)	(前年同期比 50.9%増)
親会社株主に帰属する当期純利益	総資産	純資産
7,949 百万円	104,943 百万円	69,225 百万円
(前年同期比 2.3%増)	(前年同期比 9.4%増)	(前年同期比 7.6%増)

Ferroalloy 合金鉄事業



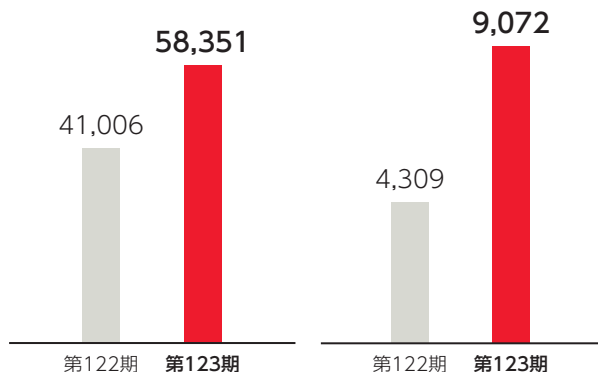
当連結会計年度における世界の粗鋼生産量は、世界的な金融引き締め政策等を背景とした世界経済の下振れリスクや、欧州でのエネルギー価格高騰による悪影響などにより下押し圧力が強くなっていた一方で、中国では政府の景気支援策効果により個人消費に底打ちの動きが見られたものの、18億3,100万トンと前年と比べ4.3%減少しました。また、国内粗鋼生産量は、大企業の設備投資に回復の動きがあったものの、自動車業界の供給制約が解消していないことなどから8,924万トンとなり、前年と比べ7.4%減少しました。

こうした状況のなか、主力製品である高炭素フェロマンガンの製品市況は、世界的な需給緩和から足元では下落基調にありますが、販売価格は高値推移していた国際市況が反映されていたことに加え、為替も前年同期と比べて大幅な円安傾向で推移したことにより上昇しました。一方、製造原価につきましては、マンガン鉱石・コークス・電力等の価格高騰により上昇しました。

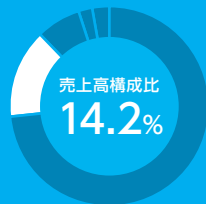
また、海外持分法適用会社においても、製品市況の上昇により業績は堅調に推移しました。

以上の結果、合金鉄事業の業績は、外部環境に恵まれた部分に加え、これまでの施策（構造改革・安定操業の継続・コスト削減）が効果を発揮したこともあり、売上高・経常利益ともに前年同期を上回りました。

売上高 (百万円) 経常利益 (百万円)

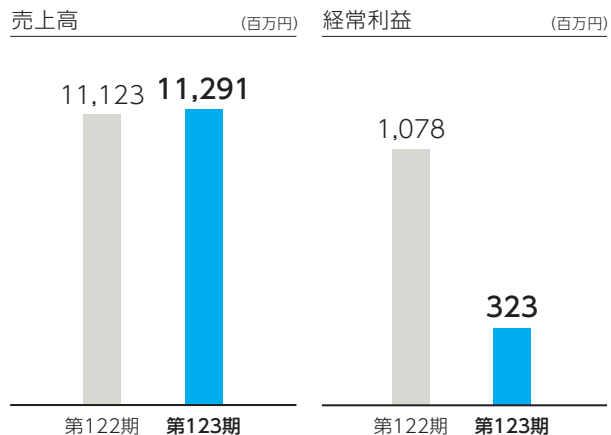


Functional Materials 機能材料事業

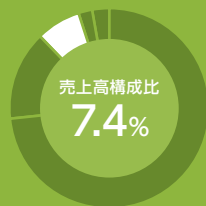


酸化ほう素の販売は、ディスプレイ用ガラス基板向け販売が好調であったため前年同期と比べて増加しました。一方、酸化ジルコニウム・水素吸蔵合金・リチウムイオン電池用正極材などは、電動車の一部車種の減産により、販売は減少しました。

以上の結果、機能材料事業の業績は、売上高は前年同期を上回ったものの、収益改善を上回る電力コストの上昇に加え、能力増強準備コストが発生したこともあり、経常利益は前年同期を下回りました。



Environment 環境事業

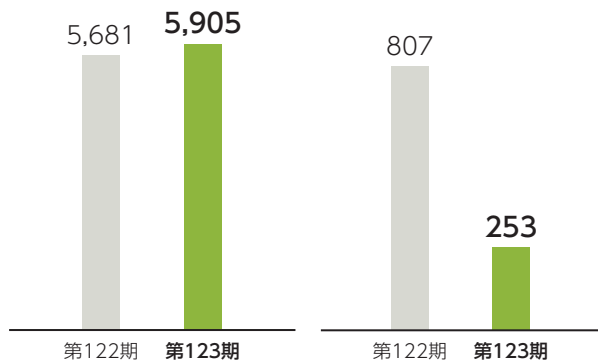


環境システム事業につきましては、イオン交換樹脂塔の再生需要が堅調に推移したことから、売上高・経常利益ともに前年同期並みで推移しました。

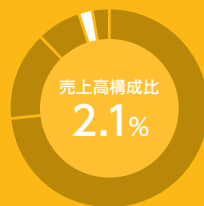
中央電気工業(株)の焼却灰溶融固化処理事業につきましては、焼却灰4号溶融炉(EM4)が稼働を開始したことから処理量が増加し、売上高は前年同期を上回りました。一方、収益改善を上回る電力コストの上昇に加え、焼却灰4号溶融炉(EM4)立ち上げ準備コストが発生したこともあり、経常利益は前年同期を下回りました。

以上の結果、環境事業の業績は、売上高は前年同期を上回ったものの、経常利益は前年同期を下回りました。

売上高 (百万円) 経常利益 (百万円)

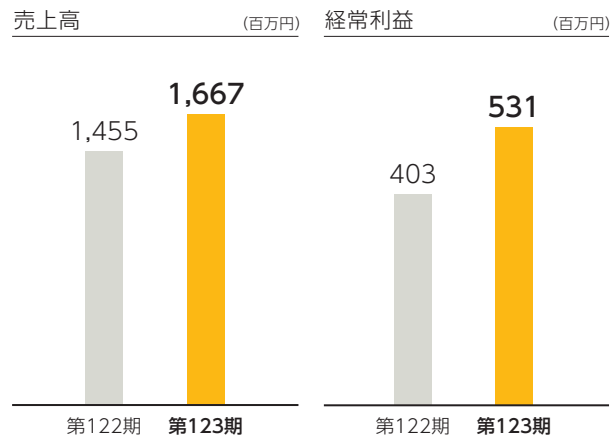


Electric power 電力事業



再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)を利用した売電事業として、2ヶ所の発電所が順調に稼働し、気象条件にも恵まれたため、年間売電量は、前年同期より増加しました。

以上の結果、電力事業の業績は、売上高・経常利益ともに前年同期を上回りました。



また、当連結会計年度におけるセグメントの売上高及び経常利益は次のとおりです。

(単位：百万円、%)

区 分	第122期（前連結会計年度） （2021.1.1～2021.12.31）				第123期（当連結会計年度） （2022.1.1～2022.12.31）				増 減 率	
	売 上 高		経 常 利 益		売 上 高		経 常 利 益		売 上 高	経 常 利 益
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比		
合 金 鉄 事 業	41,006	62.2	4,309	62.7	58,351	73.5	9,072	87.5	42.3	110.5
機 能 材 料 事 業	11,123	16.9	1,078	15.7	11,291	14.2	323	3.1	1.5	△70.0
環 境 事 業	5,681	8.6	807	11.8	5,905	7.4	253	2.4	3.9	△68.6
電 力 事 業	1,455	2.2	403	5.9	1,667	2.1	531	5.1	14.6	31.8
そ の 他	6,711	10.2	270	3.9	2,124	2.7	186	1.8	△68.3	△31.1
合 計	65,978	100.0	6,870	100.0	79,341	100.0	10,367	100.0	20.3	50.9

(注) 報告セグメントごとの業績をより適切に評価するため、当連結会計年度より共通費の配賦方法を変更しております。そのため、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の事業セグメントの利益又は損失の測定方法に基づいて作成したものを開示しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

設 備 名	事 業 部 門
ほう酸焙焼炉の転用工事(富山工場)	機能材料事業部門

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設拡充

設 備 名	事 業 部 門
焼却灰4号溶融炉の建設(中央電気工業(株))	環境事業部門
リチウムイオン電池正極材生産設備の拡充(妙高工場)	機能材料事業部門
フェロボロン生産設備の拡充(富山工場)	機能材料事業部門

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは2021年～2023年を実行期間とする「第8次中期経営計画」を策定し、その達成に向け取り組んでおります。

当社グループは「特徴ある製品・技術・サービスを開発・提供し、持続的な成長を通じて、豊かな未来の創造に貢献する」という経営理念を掲げております。

この理念の下、当社グループはサステナビリティを重要な経営戦略と位置づけ、「事業活動を通じた社会課題の解決への貢献」と「持続的な成長を通じた企業価値向上」の両立を目指します。

特に、以下を重要課題と捉え、2022年1月よりサステナビリティ委員会を設置し取り組んでおります。

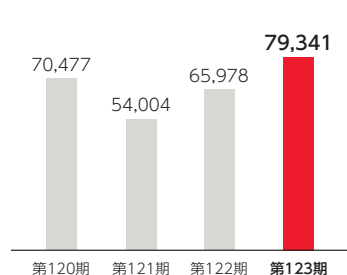
- ・2050年当社グループカーボンニュートラルの実現
- ・持続可能な社会に貢献する製品・技術・サービスの提供
- ・D&I、人的資本を重視した経営
- ・人権、環境も勘案した公平且つ公正な購買
- ・ステークホルダーとの建設的なコミュニケーション

(5) 財産及び損益の状況の推移

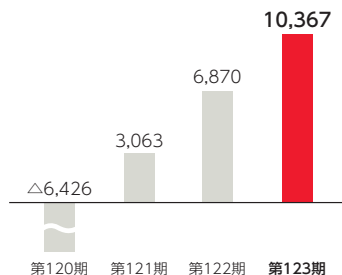
区 分	第120期 (2019年12月期)	第121期 (2020年12月期)	第122期 (2021年12月期)	第123期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売上高 (百万円)	70,477	54,004	65,978	79,341
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△6,426	3,063	6,870	10,367
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△14,240	2,615	7,768	7,949
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△97.20	17.83	52.91	54.45
総資産 (百万円)	85,224	86,171	95,888	104,943
純資産 (百万円)	54,268	56,430	64,325	69,225

(注) 従来、「特別損失」に表示していた固定資産除却損について、前連結会計年度より「営業外費用」に表示する方法に変更を行っており、第121期の経常利益については、当該表示方法の変更を反映した組替後の数値を記載しています。

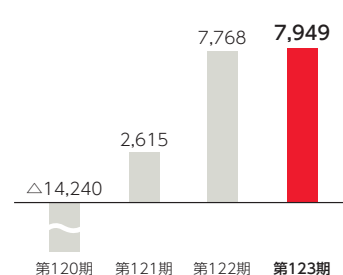
売上高 (百万円)



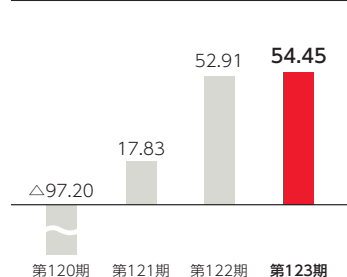
経常利益又は経常損失 (百万円)



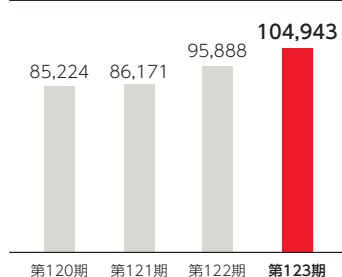
親会社株主に帰属する当期純利益又は
親会社株主に帰属する当期純損失 (百万円)



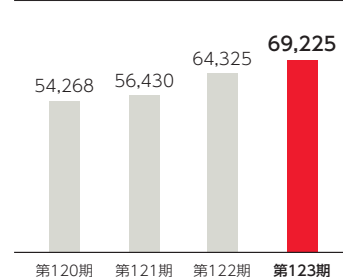
1株当たり当期純利益又は
1株当たり当期純損失 (円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年12月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
中央電気工業株式会社	480 百万円	100.0 %	廃棄物溶融固化処理
共栄産業株式会社	99	93.2	化学工業製品等の販売
リケン工業株式会社	10	100.0	鉄鋼用分析測定機器等の製造・販売
栗山興産株式会社	18	100.0	プラスチックの加工・販売
電工興産株式会社	100	100.0	倉庫業

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社を含め7社であり、持分法適用会社は2社であります。

(7) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
合金鉄事業	フェロマンガ、シリコマンガ、フェロシリコンの製造・販売並びにフェロクロム、フェロバナジウム、その他の特殊金属製品の販売 倉庫業 港湾荷役・構内作業の請負 マンガニ鉱山の権益保有等
機能材料事業	酸化ジルコニウム、酸化ほう素、フェロボロン、水素吸蔵合金、リチウムイオン電池正極材料、マンガニ系無機化学品、ほう酸等の製造・販売等
環境事業	排水処理用イオン交換塔（ほう素回収、ニッケル等重金属回収）、純水製造用イオン交換塔及び装置の製造・販売 電気炉による焼却灰溶融固化処理等
電力事業	電力の供給
その他	工業薬品、金属製品、貴金属化合物等の販売 サンプラー等鉄鋼用分析測定機器の製造・販売 プラスチックの加工・販売等

(8) 主要拠点等 (2022年12月31日現在)

① 当社

本 社	東京都中央区
生 産 拠 点	徳島工場（徳島県阿南市）、 富山工場（射水地区）（富山県射水市）、富山工場（高岡地区）（富山県高岡市）、 妙高工場（新潟県妙高市）、郡山工場（福島県郡山市）、 日高事業所（北海道様似郡）、幌満川発電所（北海道様似郡）、 鹿島事業所（茨城県鹿嶋市）
営 業 所	大阪営業所（大阪府大阪市）
研 究 所	徳島県阿南市

(注) 日高工場は2022年7月をもって、名称を日高事業所に改めました。

② 子会社

中央電気工業株式会社	本社（茨城県鹿嶋市）
------------	------------

(9) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
合金鉄事業	304名	52(減)名
機能材料事業	229	15(増)
環境事業	211	35(増)
電力事業	16	0(－)
その他	89	4(減)
全社(共通)	101	13(増)
合計	950	7(増)

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (2022年12月31日現在)

借	入	先	借	入	額						
株	式	会	社	み	ず	ほ	銀	行	6,017	百万円	
株	式	会	社	三	菱	U	F	J	銀	行	4,721
株	式	会	社	三	井	住	友	銀	行	3,382	
み	ず	ほ	信	託	銀	行	株	式	会	社	1,331

(11) その他

① その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

② 重要な事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 300,000,000株

(2) 発行済株式の総数 146,931,567株

(3) 株 主 数 32,930名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 製 鉄 株 式 会 社	30,314 ^{千株}	21.68 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	17,189	12.29
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,000	2.86
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	3,645	2.61
新 日 本 電 工 取 引 先 持 株 会	2,282	1.63
日 鉄 鉱 業 株 式 会 社	2,100	1.50
株式会社日本カストディ銀行 退職給付信託 みずほ信託銀行口	1,728	1.24
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,250	0.89
D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O	1,196	0.86
新 日 本 電 工 従 業 員 持 株 会	1,140	0.82

(注) 1. 当社は、自己株式を7,092,135株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

交付対象者	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	33,900 株	4 名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (2)取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 新株式の発行

当社は、2019年3月28日の第119回定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬を導入いたしました。これを受け、当社は2022年4月28日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり新株式を発行いたしました。

- ・発行した株式の種類 当社普通株式
- ・発行した株式の総数 78,200株
- ・発行した株式の総額 24,007,400円
- ・発行日 2022年5月26日
- ・株式の割当ての対象者 当社の取締役（社外取締役を除く）4名、執行役員7名、参与5名、及び当社子会社の取締役1名

② 自己株式の取得

当社は、2022年11月8日開催の取締役会において、株主還元の充実、資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策遂行のため、自己株式取得に係る事項について以下のとおり決議しました。

- ・取得対象株式の種類 当社普通株式
- ・取得し得る株式の総数 15,000,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 10.21%）
- ・株式の取得価額の総額 4,000,000,000円（上限）
- ・取得期間 2022年11月9日～2023年3月24日

なお、2022年12月31日までに自己株式を7,080,600株取得しております。

③ 自己株式の消却

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年12月31日現在)

代表取締役 社長		青木 泰
取締役 専務執行役員	経営企画、経理、総務、内部統制および海外事業管理 に関する事項管掌	越村 隆幸
取締役 専務執行役員	生産技術、安全環境、研究開発、情報システムおよび 電力セグメントに関する事項管掌	山寺 芳美
取締役 常務執行役員	機能材料セグメント、環境セグメントおよび環境事業全 般に関する事項管掌	喜田 英志
取締役		大見 和敏
取締役		中野 北斗
取締役		谷 昌浩
監査役 常勤		伊丹 一成
監査役		青木 良夫
監査役		木村 浩明

- (注) 1. 取締役 大見和敏、中野北斗及び谷昌浩の各氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 伊丹一成、青木良夫及び木村浩明の各氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 青木良夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役 大見和敏氏は、株式会社マイテイストの代表取締役であり、また、エイテックス株式会社の社外取締役であります。
 5. 取締役 中野北斗氏は、五洋建設株式会社の社外取締役であります。
 6. 監査役 青木良夫氏は、公認会計士青木良夫事務所の所長であり、また、NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社の社外監査役であります。
 7. 監査役 木村浩明氏は、日本製鉄株式会社の業務執行者であります。
 8. 当社は、取締役 大見和敏、中野北斗及び谷昌浩並びに監査役 伊丹一成及び青木良夫の各氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 9. 当期中に新たに就任の取締役
 2022年3月30日就任
- | | |
|-----|-------|
| 取締役 | 山寺 芳美 |
| 取締役 | 喜田 英志 |
| 取締役 | 谷 昌浩 |

10. 当期中の退任取締役及び退任監査役

2022年3月30日任期満了	取締役	谷奥	俊
	取締役	白須	達朗
	取締役	細井	和昭
	監査役	都	正二

11. 当社は、定款第30条第2項において、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く）との間で当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は取締役であります大見和敏、中野北斗及び谷昌浩の各氏と当該責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める限度額となっております。
12. 当社は、定款第40条第2項において、監査役との間で当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は監査役であります伊丹一成、青木良夫及び木村浩明の各氏と当該責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める限度額となっております。
13. 当社は、保険会社との間で、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該契約においては、株主代表訴訟、第三者訴訟及び会社訴訟に対する取締役、監査役及び執行役員の損害賠償責任のうち被保険者が負担することとなる損害賠償金・訴訟費用に関する損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因する場合は填補の対象としないこととしております。
14. 当社は、取締役青木泰、越村隆幸、山寺芳美、喜田英志、大見和敏、中野北斗及び谷昌浩並びに監査役伊丹一成、青木良夫及び木村浩明の各氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。ただし、当該補償契約によって役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、役員の悪意又は重過失に起因して生じた損失については、補償の対象としないこととしています。

当社は執行役員制度を導入しております。2022年12月31日現在の取締役兼務を除く執行役員は以下のとおりです。

常務執行役員	人事、人材開発センター、合金鉄セグメントおよび大阪営業所に関する事項管掌	佐藤雄樹
執行役員	徳島工場長委嘱	西尾清明
執行役員	人材開発センター長委嘱 内部統制につき越村専務執行役員を補佐	積田正和
執行役員	総務部長委嘱 人事につき佐藤常務執行役員を補佐	田中徹
執行役員	生産技術部長委嘱 生産技術、安全環境、研究開発につき山寺専務執行役員を補佐	岸川勉
執行役員	環境システム事業開発センター長委嘱 環境事業全般につき喜田常務執行役員を補佐	岡猛敏
執行役員	経営企画部長委嘱 海外事業管理につき越村専務執行役員を補佐	中里圭一

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬額は、2014年3月28日開催の第114回定時株主総会において、年額4億5,000万円以内（定款所定の員数12名以内）とご承認いただいております。また、2019年3月28日開催の第119回定時株主総会において、別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬総額は、年額1億円以内とご承認いただいております。なお、当社は2008年3月をもって、取締役に係る退職慰労金制度を廃止しております。

また、監査役の報酬額は、2014年3月28日開催の第114回定時株主総会において、年額7,000万円以内（定款所定の員数5名以内）とご承認いただいております。各監査役の金銭報酬は、当社の定める一定の基準を参考とし、監査役会の協議により決定いたします。なお、監査役の報酬は金銭報酬のみで構成しており、株式報酬は導入しておりません。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、当社が設置した社外取締役が過半数を占める「役員人事・報酬会議」における検討により、取締役会にて決議された下記の決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の決定方針の概要は以下のとおりです。

ア 基本方針

当社の取締役の報酬は、担当する職位および会社業績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬である金銭報酬、業績連動報酬である金銭報酬及び株式報酬から構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み固定報酬である金銭報酬および業績連動報酬である金銭報酬のみを支払うこととする。

イ 固定報酬である金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

固定報酬である金銭報酬は、月例報酬とし、各取締役の職位、個別の取締役ににかかる経営内容および会社業績等を勘案した額を支給することを定めた当社の基準に基づき決定する。

ウ 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、前事業年度の業績等を考慮して支給される賞与とし、事業活動の成果を示す指標である当社連結経常利益を基準として総支給額を決定し、各取締役の職位に応じて分配のうえ、毎年一定の時期に支給する。なお、当事業年度を含む連結経常利益の推移は、「1. (5)財務及び損益の状況の推移」に記載のとおりである。

非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めるため自社株報酬（譲渡制限付株式報酬）とし、各取締役の職位、個別の取締役にかかる経営内容および会社業績等を勘案した価額に基づく自社株式数を付与することを定めた当社の基準に基づき決定し、毎年一定の時期に支給する。

エ 固定報酬の額、業績連動報酬等の額及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、関連する業種・業態に鑑み、固定報酬である金銭報酬を主として、業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等を適正な割合で組み込むこととする。

オ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の金銭報酬は、独立社外取締役を含む取締役会の監督の下、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が上記各方針に基づき決裁する。取締役会が授権した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためである。

各取締役の非金銭報酬は、上記各方針に基づき独立取締役を含む取締役会において決議する。当社は、社外取締役が過半を占める「役員人事・報酬会議」を設置し、「役員人事・報酬会議」は外部データを参照しながら各報酬の職位別、個人別の額の妥当性につき議論をおこない、経営環境の変化に応じ、報酬水準、算定方法等につき適時・適切に見直しを検討する。取締役会および代表取締役社長は、「役員人事・報酬会議」による検討結果を踏まえて適正に役員報酬基準の改定を行う。

② 当事業年度に係る報酬等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる役員 員数(名)
		基本報酬	業績連動 報酬	譲渡制限付 株式報酬		
取締役 (うち社外取締役)	214 (24)	147 (20)	57 (4)	10 (-)	10 (4)	
監査役 (うち社外監査役)	35 (35)	28 (28)	7 (7)	- (-)	3 (3)	
合 計 (うち社外役員)	249 (59)	175 (48)	64 (11)	10 (-)	13 (7)	

- (注) 1. 取締役の支給人員は、2022年3月30日開催の第122回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
2. 監査役の支給人員は、2022年3月30日開催の第122回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含み、無報酬の社外監査役1名を除いております。
3. 当社の譲渡制限付株式の、割当ての際の条件等は「①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 2014年3月28日開催の第114回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額4億5,000万円以内、監査役の報酬額は年額7,000万円以内とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名、監査役は4名(うち社外監査役3名)であります。また、2019年3月28日開催の第119回定時株主総会において、別枠で、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬総額は、年額1億円以内とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役3名)であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

取締役 大見和敏氏は、株式会社マイテイストの代表取締役であります。なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。

監査役 青木良夫氏は、公認会計士青木良夫事務所の所長であります。なお、同事務所と当社との間には特別の関係はありません。

監査役 木村浩明氏は、日本製鉄株式会社の業務執行者であります。なお、同社は当社の主要取引先であります。

② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

取締役 大見和敏氏は、エイテックス株式会社の社外取締役であります。なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。

取締役 中野北斗氏は、五洋建設株式会社の社外取締役であります。なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。

監査役 青木良夫氏は、NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社の社外監査役であります。なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。

③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係

該当事項はありません。

④ 各社外役員の事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び
	社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 大見和敏	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、専門的知識やこれまでの複数の企業経営に携わることで培われた豊富な経験及び幅広い見識に基づき議案審議事項等に必要な発言を適宜行っており、社外取締役として適切な役割を果たしております。
取締役 中野北斗	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、長年培われた豊富な国際金融・財務・会計の経験及び見識に基づき議案審議事項等に必要な発言を適宜行っており、社外取締役として適切な役割を果たしております。
取締役 谷昌浩	2022年3月30日就任以降に開催の取締役会13回の全てに出席し、長年培われた海外を含む製造現場における組織マネジメントやDX推進の経験及び見識に基づき議案審議事項等に必要な発言を適宜行っており、社外取締役として適切な役割を果たしております。
監査役 伊丹一成	当事業年度開催の取締役会17回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会18回の全てに出席し、管理部門に関する知見やこれまでの豊富な経験及び見識に基づき議案審議事項等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 青木良夫	当事業年度開催の取締役会17回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会18回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から議案審議事項等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 木村浩明	当事業年度開催の取締役会17回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会18回の全てに出席し、これまでの他社における豊富な経験と幅広い見識に基づき議案審議事項等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等及び監査役会が同意した理由

① 報酬等の額

ア 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 58百万円

イ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 58百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記アの金額にはこれらの合計額を記載しております。

② 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、当該会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を監査役会が定め、株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社が、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した「内部統制基本方針」及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

当社は、経営理念、新日本電工グループ企業行動憲章に基づき、企業価値と企業倫理の向上を図りつつ、社会から信頼される企業の実現を目指す。その目的のもと、法令・定款・社内諸規程の遵守を徹底し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、以下の体制により内部統制を遂行する。

リスク管理を含む内部統制全般を統括・推進する組織として内部統制委員会とその事務局として内部統制部を設置し、通常時の分析や対応策の検討を行う。

内部統制部は各組織及び各子会社との間で情報を共有し、新日本電工グループ全体の内部統制システム水準の維持・向上を図るために活動を行う。

当社の内部統制基本方針は以下の通りとする。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制 ＜取締役の法令遵守体制＞

取締役会は、取締役会規程の下、経営上の重要な事項の決定を行い、報告を受ける。

取締役は、取締役会における決定事項に基づき業務分担に応じ職務執行を行い、取締役会に報告する。

(運用状況の概要)

取締役会は社外取締役3名を含む取締役7名で構成され、社外監査役3名も出席している。取締役会は17回開催され、業務執行状況の報告をうけ、取締役会規程に基づき上程された各議案についての活発な意見交換と審議を行い、執行決議を行っている。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 ＜情報管理体制＞

取締役の職務執行上の各種情報については、情報管理に関する諸規程に基づき情報管理を徹底するとともに、文書管理に関する規程に基づき文書又は電磁的媒体により適切に記録・保存する。

また、取締役及び監査役が、これらの情報・文書等を常時閲覧できる体制とする。

(運用状況の概要)

取締役会議事録や稟議書等をはじめとする取締役の職務執行上の各種情報については、情報管理に関する規程及び文書管理に関する規程に基づき、適切に管理及び記録を行っている。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制<リスク・危機管理体制>

多大な損失が予想される経営危機が発生した場合には、直ちに危機管理本部を設置し、迅速に必要な対応を行う。

各組織長は、自組織における事業上のリスクの把握・評価を行い、社内規程において定められた権限・責任に基づき業務を遂行する。

安全衛生・環境・防災、情報管理、知的財産管理、品質管理、購買管理、財務報告の信頼性等に関する各リスクについては、本社職能組織が全社横断的観点から規程等を整備し、各組織に周知する。

(運用状況の概要)

内部統制に関する規程に基づき当社に関わるリスクを識別し、内部監査において適切な対応を行っている。また、多大な損失が予想される経営危機が発生した場合には、危機管理規程に基づき、直ちに危機管理本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行っている。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 <職務の効率性確保体制>

取締役は、取締役、使用人が共有する全社的な基本方針、数値目標を中期経営計画として定め、新日本電工グループ全体にその徹底を図るとともに、各組織ごとの業績目標についての半期ごとの総括・見直しに加え、期中にも経過実績の反復したレビューを行い、機動的な対応を追加するなど、効率的な業務執行を図る。

予算編成、設備投資を含めた投融資等は該当する委員会及び経営会議の審議を経て、取締役会において執行決議を行う。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、社内規程に基づき各執行役員、各組織長等が行う。

(運用状況の概要)

取締役の職務の執行の効率性を確保するために、経営会議等で業務執行側の事前審議を経た上で、取締役会において執行決議を行っている。また、業務執行は役職ごとの決裁権限を定めた規程に基づき行っている。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制 <使用人の法令遵守体制>

新日本電工グループ企業行動憲章、社員行動指針を定め、グループ企業倫理の向上と法令・定款・社内諸規程の遵守についての更なる徹底を図る。

また、コンプライアンスに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用する。

各組織長は、自組織の業務について、法令及び規程の遵守・徹底を図り、法令違反行為の未然防止

に努める。

社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。

内部統制部のモニタリング活動を通し、業務の効率性と不祥事発生のリスクの点検を行う。

内部統制部は、監査結果を必要に応じ取締役会及び内部統制委員会に報告する。

(運用状況の概要)

新日本電工グループ企業行動憲章及び新日本電工グループ社員行動指針を定め、社員に周知徹底を図っている。通報先に外部窓口を含む、内部通報制度を設置・運用している。また、業務の効率性と不祥事発生のリスクの点検のため、内部統制部が当社各部門に対してモニタリング活動を行っている。内部監査活動の補完策として、定期的に内部統制アンケートを実施し、浮き彫りになった職場風土やマネジメントなどの問題点については、全社員と共有化し個別対策を実施している。今後も継続してアンケートを行い、更なる改善を図る。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

<企業集団の管理体制>

当社及び各子会社は、当社経営理念に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、当社及び子会社からなる企業集団一体となった経営を行うとともに、業務運営方針等を社員に対し周知・徹底する。

当社は、子会社の管理に関して関係会社管理規程等において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。

当社は、各子会社に取締役・監査役を派遣し監督または監査を行うほか、内部統制部を通じ各子会社に対し定期的に内部監査を行う。

各子会社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図る。

当社主管組織は、各子会社の内部統制の状況を確認するとともに、必要に応じ改善のための支援を行う。

内部統制部は、当社及び子会社からなる企業集団全体の内部統制の状況を把握・評価するとともに、主管組織及び各子会社に対し、指導・助言を行う。

これに基づく具体的な体制は以下の通りとする。

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社主管組織は、各子会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の連結経営上又は各子会社の経営上の重要事項について、各子会社に対し報告を求めるとともに助言等を行う。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社主管組織は、各子会社におけるリスク管理状況につき、各子会社に対し報告を求め助言等を行う。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社主管組織は、各子会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行う。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社主管組織は、各子会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、各子会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各子会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各子会社に対し報告を求めるとともにすみやかに内部統制部に報告する。

(運用状況の概要)

当社は子会社の管理に関する規程に基づき、各主管組織は子会社管理の適切な運用を図っており、また、適時に報告を受けることにより、子会社の内部統制体制を確認している。加えて、内部統制に関する情報交換の場として、内部統制責任者会議を開催している。なお、各子会社は自律的内部統制を基本とした内部統制システムの充実を図っており、当社は内部統制部による内部監査を行い各子会社に対し指導・助言を行っている。また、子会社管理に関する規程に基づき、各主管組織が監督と業績評価を行い、本社職能組織が指導・支援・助言を行っている。

(7) 当社の監査役の監査に関する事項

当社は、監査役が当社の重要な会議、委員会に出席し、また、当社社長との定期的な意見交換を行うことを確保するとともに、監査役が、子会社の取締役及び使用人等から直接報告を受け、また、社内的情報・文書等は常時閲覧できるよう体制を整備する。

当社の取締役、執行役員、組織長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役又は監査役会に直接又は内部統制部を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議、内部統制委員会等において報告し、当社の監査役と情報を共有する。

各子会社の取締役、監査役、使用人等は、自社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役又は監査役会に直接又は当社主管組織あるいは内部統制部を通じて報告する。

当社及び子会社は、これらの報告をした者に対し、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。

内部統制部は、当社の監査役と定期的に又は必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、連携を図る。また、内部通報制度の運用状況について当社の監査役に報告する。

当社の監査役の職務を補助するため、監査役事務局を設置し、総務部がこれに当たる。

事務局員の取締役からの独立性、実効性を確保するため、監査役の指示の下で職務を行うほか、事務局員の人事異動・評価等について、当社人事部長は監査役とも協議する。

当社は、当社の監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後、監査役の費用請求に応じる。

(運用状況の概要)

当社は、監査役の情報収集として、監査役による重要な会議や委員会への出席、当社社長との意見交換の場を確保すること等に加え、稟議書を監査役が常時閲覧することができる体制を整備し、監査役による業務執行状況の確認と監査の実効性向上に努めている。また、内部統制部は当社の監査役と定期的に、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行い、緊密な連携を図っている。

7. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の概要は下記のとおりであります。

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先の課題と考え、その実現に日々努めております。従いまして、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模な買付等に対し、これを抑止するための枠組みが必要不可欠と考えます。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、役員・社員一丸となって次の施策に取り組んでおります。これらの取組みは、上記(1)の会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

(経営基盤強化による企業価値向上への取組み)

詳細については、「1.企業集団の現況に関する事項 (4)対処すべき課題」をご参照ください。

(コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化による企業価値向上への取組み)

下記の基本的な考え方の下、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめ従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等の立場を踏まえたうえで、株主から経営を付託された者としての受託者責任や様々なステークホルダーに対する責務を負っていることを認識しつつ、下記の「経営理念」のもと、透明、公正かつ迅速果断な意思決定を行うための仕組みの整備と健全な企業家精神発揮の促進を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることにより、当社のコーポレート・ガバナンスを充実させております。

<経営理念>

特徴ある製品・技術・サービスを開発・提供し、持続的な成長を通じて、豊かな未来の創造に貢献する。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして、2020年2月27日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応策」

(以下「本プラン」といいます。)の継続を決議し、2020年3月27日開催の第120回定時株主総会において、本プランの継続について承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）は、（イ）事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、（ロ）必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間、又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間、また株主検討期間を設ける場合は取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める検討可能な対抗措置を講じることがあります。

このように対抗措置を講じる場合、その判断の客観性及び合理性を担保するために、取締役会是对抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとし、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、

なお、本プランの有効期限は2023年3月開催予定の当社第123回定時株主総会の終結の時までとなっております。本プランは、有効期間中であっても、

- (イ) 当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合
 - (ロ) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合
- には、その時点で廃止されるものとし、

有効期間満了にあたり、第123回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為への対応策」として継続することを株主の皆様にお諮りすることとしております。その内容は、招集ご通知に添付の株主総会参考書類をご参照ください。

(4) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、

- (イ) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- (ロ) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- (ハ) 株主意思を反映するものであること
- (ニ) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示
- (ホ) デッドハンド型やスローハンド型ではないこと

等の理由から、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) 事業報告中の記載金額及び株数は、表示単位未満の端数を切捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	56,940	流動負債	24,929
現金及び預金	8,911	支払手形及び買掛金	7,621
受取手形及び売掛金	11,720	短期借入金	8,000
商品及び製品	19,892	1年内返済予定の長期借入金	2,558
仕掛品	284	リース債務	156
原材料及び貯蔵品	13,430	未払法人税等	819
その他	2,716	賞与引当金	332
貸倒引当金	△15	役員賞与引当金	70
固定資産	48,003	設備関係支払手形	424
有形固定資産	26,410	その他	4,945
建物及び構築物	17,813	固定負債	10,789
減価償却累計額	△11,785	長期借入金	6,192
建物及び構築物 (純額)	6,027	リース債務	4,144
機械装置及び運搬具	41,604	繰延税金負債	5
減価償却累計額	△30,479	その他	446
機械装置及び運搬具 (純額)	11,125	負債合計	35,718
土地	5,298	(純資産の部)	
リース資産	4,138	株主資本	65,767
減価償却累計額	△828	資本金	11,084
リース資産 (純額)	3,309	資本剰余金	21,439
建設仮勘定	364	利益剰余金	36,244
その他	1,401	自己株式	△3,001
減価償却累計額	△1,116	その他の包括利益累計額	3,419
その他 (純額)	285	その他有価証券評価差額金	1,020
無形固定資産	164	繰延ヘッジ損益	5
投資その他の資産	21,428	為替換算調整勘定	1,599
投資有価証券	14,327	退職給付に係る調整累計額	794
長期貸付金	5,109	非支配株主持分	37
繰延税金資産	1,107	純資産合計	69,225
退職給付に係る資産	546	負債・純資産合計	104,943
その他	337		
資産合計	104,943		

連結損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		79,341
売上原価		63,961
売上総利益		15,380
販売費及び一般管理費		6,564
荷造運搬費	1,572	
その他の販売費	213	
給料及び手当	1,518	
賞与引当金繰入額	147	
役員賞与引当金繰入額	70	
退職給付費用	98	
研究開発費	559	
その他	2,383	
営業利益		8,815
営業外収益		
受取利息	163	
受取配当金	197	
持分法による投資利益	1,906	
為替差益	307	
その他	204	2,779
営業外費用		
支払利息	485	
固定資産除却損	490	
支払手数料	142	
その他	108	1,227
経常利益		10,367
特別利益		
投資有価証券売却益	146	146
特別損失		
固定資産除却損	37	
投資有価証券売却損	58	
その他	3	99
税金等調整前当期純利益		10,415
法人税、住民税及び事業税	1,178	
法人税等調整額	1,275	2,453
当期純利益		7,961
非支配株主に帰属する当期純利益		12
親会社株主に帰属する当期純利益		7,949

連結株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,072	21,427	31,233	△0	63,732
当期変動額					
新株の発行	12	12			24
剰余金の配当			△2,937		△2,937
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,949		7,949
自己株式の取得				△3,000	△3,000
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	12	12	5,011	△3,000	2,035
当期末残高	11,084	21,439	36,244	△3,001	65,767

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	828	0	△524	220	524	68	64,325
当期変動額							
新株の発行							24
剰余金の配当							△2,937
親会社株主に帰属する 当期純利益							7,949
自己株式の取得							△3,000
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	192	4	2,124	573	2,895	△30	2,864
当期変動額合計	192	4	2,124	573	2,895	△30	4,899
当期末残高	1,020	5	1,599	794	3,419	37	69,225

計算書類

貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	54,423	流動負債	21,356
現金及び預金	7,026	支払手形	159
受取手形	53	買掛金	4,989
売掛金	9,328	短期借入金	8,230
商品及び製品	19,692	1年内返済予定の長期借入金	2,558
仕掛品	271	リース債務	156
原材料及び貯蔵品	12,557	未払金	959
前渡金	903	未払費用	1,121
前払費用	323	未払法人税等	719
関係会社短期貸付金	2,700	契約負債	39
その他	1,565	預り金	299
固定資産	41,750	賞与引当金	271
有形固定資産	19,220	役員賞与引当金	63
建物	2,303	設備関係支払手形	423
構築物	2,451	その他	1,363
機械及び装置	6,851	固定負債	11,118
車両運搬具	47	長期借入金	6,192
工具、器具及び備品	257	リース債務	4,144
土地	3,707	退職給付引当金	447
リース資産	3,309	資産除去債務	333
建設仮勘定	293	その他	0
無形固定資産	148	負債合計	32,475
ソフトウェア	107	(純資産の部)	
その他	40	株主資本	62,696
投資その他の資産	22,381	資本金	11,084
投資有価証券	2,095	資本剰余金	21,379
関係会社株式	13,261	資本準備金	16,994
出資金	11	その他資本剰余金	4,384
役員及び従業員に対する長期貸付金	21	利益剰余金	33,234
関係会社長期貸付金	5,109	利益準備金	1,299
繰延税金資産	1,630	その他利益剰余金	31,935
その他	251	特別償却準備金	115
資産合計	96,174	圧縮記帳積立金	10
		別途積立金	4,671
		繰越利益剰余金	27,138
		自己株式	△3,001
		評価・換算差額等	1,001
		その他有価証券評価差額金	996
		繰延ヘッジ損益	5
		純資産合計	63,698
		負債・純資産合計	96,174

損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		72,906
売上原価		58,941
売上総利益		13,964
販売費及び一般管理費		5,541
営業利益		8,423
営業外収益		
受取利息	174	
受取配当金	816	
為替差益	307	
その他	182	1,480
営業外費用		
支払利息	485	
固定資産除却損	347	
物品売却損	149	
支払手数料	142	
その他	138	1,263
経常利益		8,640
特別損失		
固定資産除却損	37	
投資有価証券売却損	58	
その他	3	99
税引前当期純利益		8,541
法人税、住民税及び事業税		1,025
法人税等調整額		860
当期純利益		6,654

株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	11,072	16,982	4,384	21,367
当期変動額				
特別償却準備金の取崩				
圧縮記帳積立金の取崩				
新株の発行	12	12		12
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	12	12	—	12
当期末残高	11,084	16,994	4,384	21,379

	株主資本							
	利益剰余金						自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余 金合計		
		特別償却 準備金	圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,299	173	22	4,671	23,350	29,517	△0	61,955
当期変動額								
特別償却準備金の取崩		△57			57	-		-
圧縮記帳積立金の取崩			△12		12	-		-
新株の発行								24
剰余金の配当					△2,937	△2,937		△2,937
当期純利益					6,654	6,654		6,654
自己株式の取得							△3,000	△3,000
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	△57	△12	-	3,787	3,717	△3,000	741
当期末残高	1,299	115	10	4,671	27,138	33,234	△3,001	62,696

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	708	0	708	62,664
当期変動額				
特別償却準備金の取崩				-
圧縮記帳積立金の取崩				-
新株の発行				24
剰余金の配当				△2,937
当期純利益				6,654
自己株式の取得				△3,000
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	288	4	293	293
当期変動額合計	288	4	293	1,034
当期末残高	996	5	1,001	63,698

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年2月14日

新日本電工株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井 誠
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 靖史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日本電工株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本電工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年2月14日

新日本電工株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井 誠
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 靖史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本電工株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第123期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び内部統制部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び内部統制部その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号(株式会社の支配に関する基本方針)の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月17日

新日本電工株式会社 監査役会

常勤監査役 伊 丹 一 成 ㊞

監 査 役 青 木 良 夫 ㊞

監 査 役 木 村 浩 明 ㊞

(注) 監査役伊丹一成、青木良夫及び木村浩明は、会社法に定める社外監査役であります。

以 上

株式についてのご案内

本社所在地	東京都中央区八重洲一丁目4番16号（〒103-8282） 電話（03）6860-6800（総務部） ホームページ http://www.nippondenko.co.jp/
事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月下旬
剰余金の配当基準日	期末配当 12月31日 中間配当 6月30日（中間配当を行う場合）
定時株主総会の基準日	12月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日
単元株式数	100株
株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
公告方法	電子公告（ http://www.nippondenko.co.jp/ ） ただし、やむを得ない事由により電子公告をできない場合は、日本経済新聞に掲載します。
上場金融商品取引所	東京証券取引所

	証券会社に口座をお持ちの場合	特別口座の場合
郵便物送付先		〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問い合わせ先		0120-288-324（フリーダイヤル）
お取扱店	お取引の証券会社になります。	みずほ信託銀行 本店及び全国各支店 *トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。
ご注意	未払配当金の支払（※）、支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・お取扱店をご利用ください。	単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。

※未払配当金の支払のみ、みずほ銀行 本店及び全国各支店でもお取り扱いいたします。

株主総会会場ご案内図

会場

八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲

2階 ROOM A+B+C

東京都中央区八重洲一丁目3番7号



交通

- 1 J R 「東京」駅下車 八重洲北口より徒歩約5分
- 2 地下鉄 丸ノ内線 「東京」駅下車 八重洲北口より徒歩約5分
- 3 地下鉄 東西線 「日本橋」駅下車 A7出口直結
- 4 地下鉄 銀座線 「日本橋」駅下車 A7出口直結
- 5 地下鉄 浅草線 「日本橋」駅下車 A7出口直結

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

新日本電工株式会社



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。